

## 重要土地等調査法案に反対する会長声明

- 1 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び規制に関する法律案」（重要土地等調査法案。以下「本法案」といいます。）が、本年6月1日の衆議院本会議で可決され、16日の今国会会期末までに成立する可能性があります。

本法案は、防衛関係施設等の「重要施設」の周辺の土地や建物（以下「土地等」といいます。）が、「重要施設」などの「機能を阻害する行為」の用に供されることを防止すること等を目的に、内閣総理大臣が「重要施設」の周辺概ね1キロメートルの区域や国境の離島等を、「注視区域」や「特別注視区域」（以下『「注視区域」等』といいます。）と指定し、「注視区域」等内の土地等の利用状況の調査や、利用中止等の勧告や命令といった規制をすることができる、とするものです。

- 2 しかし、本法案には、以下のとおり、重大な問題があります。

本法案の第一の問題点は、本法案の目的である重要施設等の「機能を阻害する」行為というものが、特に限定されておらず、あまりに広範かつ曖昧で、不明確であることです。

第二の問題点は、調査・規制の対象となる「注視区域」等が、恣意的に拡大しうることです。本法案の「重要施設」には、自衛隊や米軍、海上保安庁のすべての施設のほか、「生活関連施設」が含まれますが、この指定は政令に委ねられています。しかもその要件は曖昧であり、恣意的な解釈による広範な指定がなされるおそれがあります。

第三の問題点は、調査内容や調査対象も、必要以上に拡大しうることです。本法案では、内閣総理大臣が、地方公共団体の長等に対し、注視区域内の土地等の利用者等に関する情報提供をさせることができるとされていますが、調査対象者が土地等の「利用者その他の関係者」と広範である上、提供される情報の範囲も、広く政令に委ねられています。そのため、市民が、自分の知らないうちに、広範な個人情報を提供されてしまう可能性があります。

第四の問題点は、刑事罰をもって、報告や資料の提出を強制していることです。本法案では、内閣総理大臣が、「注視区域」等内にある土地等の「利用者その他の関係者」に、「報告又は資料の提出」を求めることができ、これに応じなかった者には罰金を科すことができるとされています。ところが、求められる「報告又は資料の提出」には特に限定はありません。これでは、プライバシーや思想・良心、表現行為に関わることであっても、市民が、刑事罰の威嚇の下に、広範な情報や資料の提供を強制されるおそれがあります。

第五の問題点は、「注視区域」等内の土地等の利用者の財産権が不当に侵害される危険があることです。「注視区域」等内の土地等の利用者が、自らの土地等を「重要施設」などの「機能を阻害する行為」に供した場合などには、刑事罰の威嚇の下に、その土地等の利用を制限できるとされています。しかし、「機能を阻害する行為」があまりに広範かつ曖昧、不明確であるために、財産権の制約が不当に広がる可能性があります。

以上の問題点から、本法案のもとでは、市民のプライバシー権、思想・良心の自由、表現の自由、財産権等の基本的人権が侵害されるおそれが極めて大きいと言わざるを得ません。

- 3 福岡県にも、多数の防衛関係施設や海上保安庁の施設、また「生活関連施設」となりうる施設が存在しています。本法案が成立すれば、多くの県民の生活にも影響を及ぼす可能性が生じます。

当会は、以上のように基本的人権が侵害されるおそれが極めて大きい本法案に反対し、今国会で廃案とすることを求めます。

2021年（令和3年）6月9日

福岡県弁護士会

会長 伊藤 巧 示